

## 自営業および自営農林業の就労に関する添付書類についてのお願い

昨年度から伊賀市では、国の定める【就労証明書の標準的な様式】を使用しております。その中で自営業および自営農林業の方については、令和5年度より民生委員による証明を廃止し、就労証明書以外に下記の書類を添付のうえ、申請をしていただくよう変更いたしました。何卒、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 自営業および自営農林業の場合…『就労証明書』 + 『確定申告書(写)』または『源泉徴収票(写)』  
※確定申告をしていない場合は『市・県民税の申告書(写)』  
※主に2022（令和4）年1月以降に開業の場合は『開業届(写)』
- 自営業専従者の場合……………『就労証明書』 + 『スケジュール申告書』
- 農林業等の専従者の場合……………『就労証明書』 + 『スケジュール申告書』 + 『農林業等専従申告書』
- 給与が発生しない労働および手伝いをされている場合  
※家族従業者であり、自営業主と生計を一にしている場合…『就労証明書』 + 『スケジュール申告書』  
※家族従業者ではない、生計を一にしていない場合……………就労とはみなしません